

伊那中央行政組合事務専決代決規程

昭和45年7月30日  
訓令第1号

改正 昭和53年8月1日 訓令第2号  
昭和56年4月1日 訓令第1号  
平成10年4月1日 訓令第1号  
平成18年3月31日 訓令第5号  
平成19年3月30日 訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、組合長の権限に属する行政事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部責任の範囲を明らかにするため、事務の専決及び代決について必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 事務の専決、代決等については、伊那市事務処理規則（平成18年伊那市規則第5号）を準用し、同規則中の読替えは別表のとおりとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年8月1日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

前 文（抄）（平成10年4月1日訓令第1号）

平成10年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成18年3月31日訓令第5号）

平成18年3月31日から施行する。

前 文（抄）（平成19年3月30日訓令第2号）

平成19年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

伊那市事務処理規則	読 み 替 え 事 項
市	組 合
市 長	組 合 長
主管の副市長	助 役
副 市 長	助 役
他の副市長（他の副市長が不在の時は、主管の部長等）	事 務 局 長
部 長 等	事 務 局 長
主管の課長等	課 長 又 は 所 長
課 長 等	課長、室長又は所長
主管の課長補佐等	係 長